

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく代替性検証(モバイル音声卸)

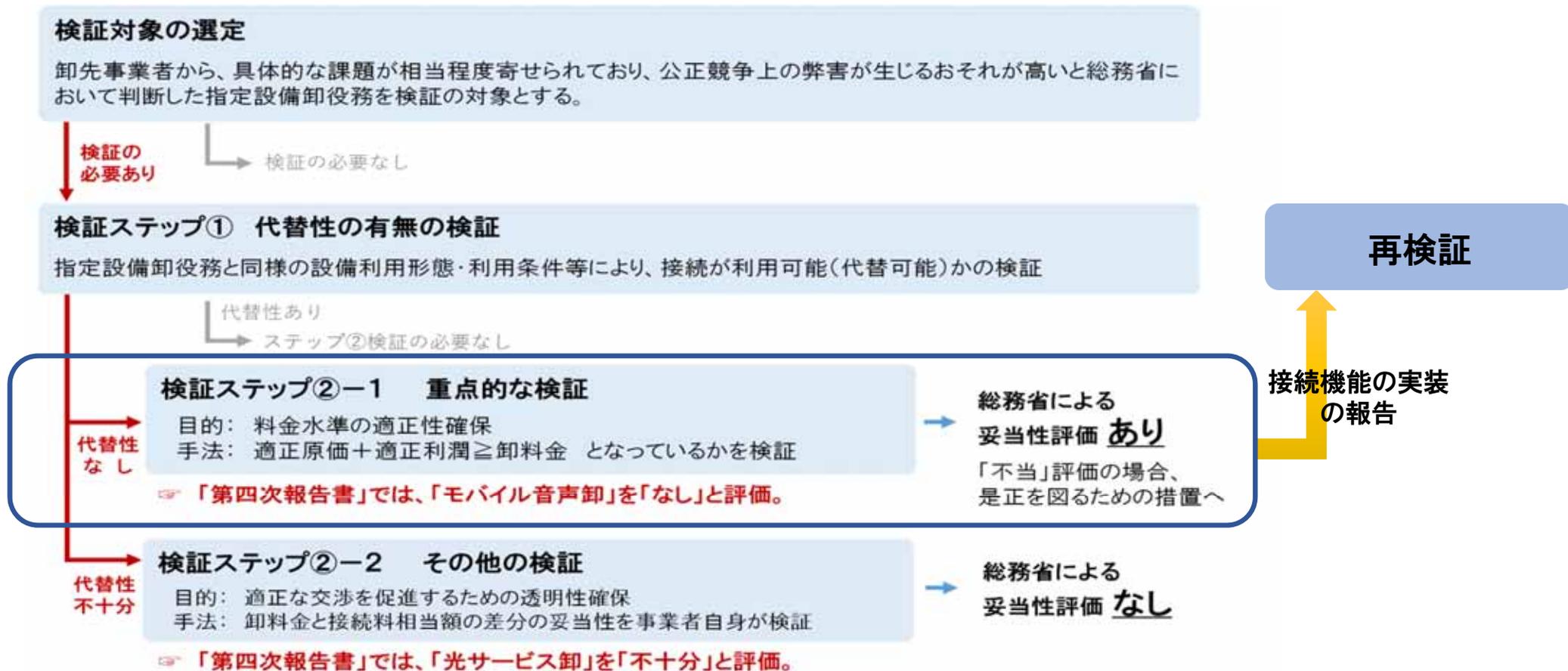
令和3年5月26日

事 務 局

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証(モバイル音声卸)

- 本研究会での議論を踏まえ、昨年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、モバイル音声卸が検証の対象である旨の通知を同年10月27日にNTTドコモ、KDDI及びソフトバンク宛に発出した。
- モバイル音声卸については、「接続との代替性なし」として重点的な検証の対象となっているところ、先月18日にMVNO委員会から提出された「要望書」において音声卸料金の一層の低減の求めがあったことや、今月16日にKDDI及びソフトバンクから、同月17日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施した。

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証スキームの概要



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

モバイル音声卸に係る代替性再検証(案)の方向性

前回会合で示された事前確認事項の確認結果

①プレフィックス自動付与機能を利用する際の制約的な提供条件について

- プレフィックス自動付与機能を利用する際の制約的な提供条件として、KDDIとソフトバンクが専用SIMへのSIM交換を必要とすることが判明。
- KDDIとソフトバンクともに、4G通話に関してはSIM交換無しでの利用を可能とする改修を行うものの、3G通話に関しては通話そのものが非常に少ないこと、数年以内に停波すること等の理由で改修しない方針。MNOからMVNOには説明が行われているものの、4G通話の改修が予定通り行われるか、3G通話についてMVNOの理解が得られるかを確認するため、一定期間(例えば、半年)注視する必要がある。
- 「海外ローミングによる海外発信の音声通話役務」は、指定設備を用いて提供される役務ではなく、代替性評価で考慮すべき事項ではない。

②プレフィックス自動付与機能の実装が卸交渉に与える影響について

- プレフィックス自動付与機能実装後の卸交渉については、一定程度行われているものの、接続と卸の差異に関する説明状況が区々であること、現段階ではSIM交換を要すること、交渉がまだ始まっていないMVNOや協議中のMVNOも存在することから、一定期間(例えば、半年)注視する必要がある。
- プレフィックス自動付与機能の通話品質は、中継事業者等他事業者の接続条件によるものであり、直接代替性評価に影響は無い。

③中継事業について

- 中継事業市場については、MNO系列会社の中継事業者が主要なプレイヤーであるものの、それ以外の中継事業者も複数存在し、MVNOが主導権を持って選択可能であることから、現時点では競争環境が歪められているとは言えない。
- 一部のMVNOから経済合理性等の観点から公正な競争が働く構造では無いとの意見があり、00XY番号変更の際の条件・コストや中継事業者と二種指定事業者のバンドルによる二種指定事業者の交渉優位性が中継事業市場に入り込むこと等による競争の歪みが懸念されることから、引き続き注視する必要がある。

④IMS基盤を利用する接続(IMS接続)について

- IMS接続の実現は、非標準機能の開発、緊急通報呼の対応、他事業者との相互接続、MVNOへの電気通信番号付与等の課題があり、経済面でもIMS構築コスト、MNOの網改造料等の負担が想定されることから、現時点では相当程度厳しい。
- 一部のMVNOから電気通信番号付与の課題はあるものの、網間接続、緊急通報呼の対応、MNP対応について技術面・経済負担面での対応可能との意見があり、プレフィックス自動付与機能との併存は技術的には可能であることから、MNOはMVNOの求めに応じて真摯に協議に応ずることが必要である。

⑤MVNOへの情報開示について

- MVNOの予見可能性の確保、より踏み込んだ卸交渉を可能とすること等の観点から、卸標準プランの料金等について、一過性ではない形でのMNOの情報開示が必須であるため、卸料金や附帯的な条件等重要な情報の開示について、制度的な対応を検討することが望ましい。

代替性再検証(案)の方向性

- a)卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
- SIM交換を必要とするプレフィックス自動付与機能は設備の利用条件の同等性が確保されているとは言えないものの、対象MNOはSIM交換を不要とする設備改修の意思を示していることから、実際にSIM交換が不要となるか否かを判断するための期間を半年程度設けることが適当。
 - 中継事業市場については、現時点で競争環境が歪められているとは言えないものの、競争の歪みが懸念されることから、引き続き注視することが適当。
 - IMS接続の実現には、制度面、技術面及び経済面に課題があるが、課題解決を見据え、MNOはMVNOの求めに応じて真摯に協議に応ずることが適当。
- b)卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か。
- 緊急通報等の卸提供を含め、実質的に同様の役務を提供可能。なお、「海外ローミングによる海外発信の音声通話役務」は指定設備卸役務の対象外。
- c)指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
- プレフィックス自動付与機能実装後の卸交渉は一定程度行われているものの、交渉がまだ始まっていないMVNOや協議中のMVNOも存在することから、現時点でプレフィックス自動付与機能が卸交渉の適正化に寄与しているか判断することは時期尚早であり、半年程度の判断期間を設けることが適当。
 - 卸料金等のMVNOへの積極的な情報開示は卸交渉の適正化に必須であることから、総務省において、制度的な対応を含めて検討することが適当。

具体的な検証方法 (卸検証GL)	検証に使用した データ	検証結果(案)
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件 ・接続の当事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、NTTドコモのIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、中継市場に一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOがMNOと直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられるMNO設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。ただし、SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性のあるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にある。 ・なお、モバイル音声卸と同等となる設備利用形態の接続形態は、例えばIMS接続が挙げられる。
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続で提供する役務の範囲 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。
<p>c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金 ・モバイル音声卸料金及び提供条件 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸料金は、基本料□、通話料□となっている。(以前は基本料666円、通話料14円/30秒。) ・この料金は、接続料金に、受付、契約締結・維持等卸の運営コスト、MVNOに対する支援等コスト、卸を支えるシステム等基盤的仕組みに要するコスト、卸独自の資本コスト及び利益等モバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたものであり、コストとの連動が認められる。 ・卸料金も値下げされ、MVNOとの卸交渉の適正性に一定程度寄与していると考えられるものの、①MVNOが交渉を行う上で有益となる接続と卸の差異等に関する説明状況は区々であり、引き続きMNOとMVNOの間で情報の非対称性が存在すること、②新たな交渉を行っていないMVNOや協議を継続中のMVNOが存在する等、卸交渉の進捗に流動性が存在すること等から、現時点で、卸交渉への適正性への寄与を判断することは困難。

検証ポイント(案)

- 設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられるMNO設備と一定程度の同等性が確保されている。
- また、モバイル音声卸の役務範囲とは異なるものの、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能。
- SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性があるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にあり、卸交渉の進捗に流動性が見られること等から、半年程度評価を保留し、接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断することが適当。
- 引き続き、MVNOに対する積極的な情報提供等に努めるとともに、MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性を是正するなど卸交渉の一層の活性化に向けた方策について、制度整備の可能性も含めて総務省において検討することが適当。

具体的な検証方法 (卸検証GL)	検証に使用した データ	検証結果(案)
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件 ・接続の当事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、NTTドコモのIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、中継市場に一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOがMNOと直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられるMNO設備の利用について一定の同等性がある一方で、SIM交換(改修予定有り)を要することとなっている。また、SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性があるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にある。 ・なお、モバイル音声卸と同等となる設備利用形態の接続形態は、例えばIMS接続が挙げられる。
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続で提供する役務の範囲 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。
<p>c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金 ・モバイル音声卸料金及び提供条件 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸料金は、基本料□、通話料□となっている。(以前は基本料□、通話料□。) ・この料金は、接続料金に、卸役務の提案、申込受付、契約締結等にかかる営業費、事業運営に必要な利益等モバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたものであり、コストとの連動が認められる。 ・卸料金も値下げされ、MVNOとの卸交渉の適正性に一定程度寄与していると考えられるものの、①MVNOが交渉を行う上で有益となる接続と卸の差異等に関する説明状況は区々であり、引き続きMNOとMVNOの間で情報の非対称性が存在すること、②協議を継続中のMVNOが存在する等、卸交渉の進捗に流動性が存在すること等から、現時点で、卸交渉への適正性への寄与を判断することは困難。

検証ポイント(案)

- 設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられるMNO設備と一定程度の同等性が確保されている。
- また、モバイル音声卸の役務範囲とは異なるものの、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能。
- SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性があるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にあり、卸交渉の進捗に流動性が見られること等から、半年程度評価を保留し、接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断することが適当。
- 引き続き、MVNOに対する積極的な情報提供等に努めるとともに、MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性を是正するなど卸交渉の一層の活性化に向けた方策について、制度整備の可能性も含めて総務省において検討することが適当。

具体的な検証方法 (卸検証GL)	検証に使用した データ	検証結果(案)
<p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件 ・接続の当事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・接続の設備利用形態は、NTTドコモのIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、中継市場に一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOがMNOと直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられるMNO設備の利用について一定の同等性がある一方で、SIM交換(改修予定有り)を要することとなっている。また、SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性があるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にある。 ・なお、モバイル音声卸と同等となる設備利用形態の接続形態は、例えばIMS接続が挙げられる。
<p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続で提供する役務の範囲 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。
<p>c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金 ・モバイル音声卸料金及び提供条件 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸料金は、基本料□、通話料□となっている。(以前は基本料□、通話料□) ・この料金は、接続料金に、モバイル音声卸の提供に必要な人件費・賃料・光熱費等(広告宣伝費、代理店手数料除く)の営業費、システム費用等の設備費やサービス提供上必要となる範囲での利潤等モバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたものであり、コストとの連動が認められる。 ・卸料金も値下げされ、MVNOとの卸交渉の適正性に一定程度寄与していると考えられるものの、①MVNOが交渉を行う上で有益となる接続と卸の差異等に関する説明状況は区々であり、引き続きMNOとMVNOの間で情報の非対称性が存在すること、②協議を継続中のMVNOが存在する等、卸交渉の進捗に流動性が存在すること等から、現時点で、卸交渉への適正性への寄与を判断することは困難。

検証ポイント(案)

- 設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられるMNO設備と一定程度の同等性が確保されている。
- また、モバイル音声卸の役務範囲とは異なるものの、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能。
- SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性があるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にあり、卸交渉の進捗に流動性が見られること等から、半年程度評価を保留し、接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断することが適当。
- 引き続き、MVNOに対する積極的な情報提供等に努めるとともに、MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性を是正するなど卸交渉の一層の活性化に向けた方策について、制度整備の可能性も含めて総務省において検討することが適当。

2. 検証の実施方法

(2) 検証方法

ステップ1: 接続による代替性の検証

ア 具体的な検証方法

接続による代替性の検証は、卸先事業者からみた指定設備卸役務の接続による代替性という観点で検証するものとし、以下の点を総合的に評価する。

- a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
- b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。
- c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
- d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

3. その他

本検証については、当面の間、少なくとも年に1回は実施するものとし、指定事業者や卸先事業者等に加え、有識者から意見を聴取する機会を設け、その意見を踏まえた上で、検証結果を取りまとめるものとする。なお、過去の検証において、接続による代替性があると評価された指定設備卸役務について、適正性に関する具体的な課題が相当数寄せられた場合には、過去の検証時点との状況の変化を確認した上で、状況の変化が認められる場合には、改めて検証を実施するものとする。

また、接続による代替性がないと評価された指定設備卸役務について、検証後に指定事業者による代替性向上に関する取組が行われ、改めて検証した結果、接続による代替性があると認められた場合には、総務省において、その状態が継続しているか、公正競争上の弊害が生じていないかを一定期間確認する。